



医工連携フェア2020	
医療機器関連企業&ものづくり企業にオススメ-----	1
SDGsワークショップを開催しました！-----	1
働き方改革関連法が順次施行されています！-----	2
中小企業の魅力発信・人材関連支援メニューご紹介-----	2
文京区キャリアデザインプロジェクト ～冬季インターンシップのご案内～-----	3
文の京若年者向け就職面接会のご案内-----	3
働くみんなに退職金効果！ 中退共は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。---	3
All Bunkyo企業人交流会を開催します!!-----	4
新春特別講演会 「勝利の法則は現場で拾え～現状を打破する突破口の見つけ方～」---	4
「来て見て体験」文京の伝統工芸イベントを開催します！---	4
文京区勤労福祉会館のご案内-----	5
文京区景況調査 今期の特徴点-----	6
特別調査 「消費税率引上げの影響と対応について」-----	7
消費税の仕入税額控除の方式として 適格請求書等保存方式が導入されます-----	8



医療機器
関連企業 &
ものづくり
企業に
オススメ

文京区・大田区・川崎市連携事業 医工連携フェア2020

文京区は、ものづくりが盛んで医工連携を積極的に推進している、大田区及び川崎市と連携して医工連携フェア2020を開催します。

当日は、医工連携に関するセミナーとして、医工連携の実績がある医師や企業等による講演を予定しています。セミナー終了後に講師との名刺交換の時間も設けておりますので、医工連携に関する情報収集の場として、この機会にぜひご来場ください。

日 時 令和2年1月21日(火)
午後1時～午後5時

場 所 文京シビックホール 小ホール
(文京区春日1-16-21 文京シビックセンター2階)

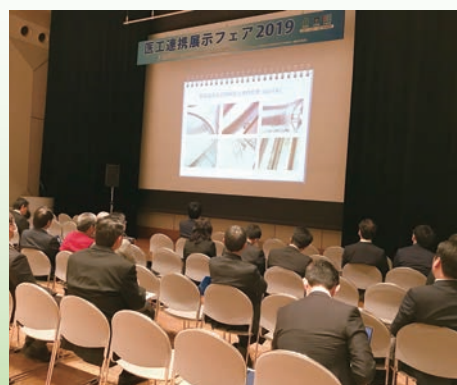
入 場 料 無料

参加方法 直接会場へお越しください。(申込不要)

主催：文京区・大田区・川崎市

共催(予定)：公益財団法人大田区産業振興協会・公益財団法人川崎市産業振興財団・
商工組合日本医療機器協会

後援(予定)：小石川医師会・文京区医師会・小石川歯科医師会・文京区歯科医師会・
一般社団法人日本医療機器産業連合会・一般社団法人日本医工ものづく
りコモンズ・経済産業省関東経済産業局・日刊工業新聞社



昨年度(セミナー)の様子

お問い合わせ先：文京区 経済課 産業振興係 TEL: 03 (5803) 1173

SDGsワークショップを開催しました!

令和元年10月29日に、区内中小企業者を対象とした「SDGsワークショップ」を開催しました。このワークショップは、カードゲーム「2030 SDGs」を通じて、国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の本質的な理解を深めることを目的としています。

講師に一般社団法人イマココラボ様をお招きし、ワークショップ前半では参加者がグループごとに分かれカードゲームを行いました。後半では、講師がゲームの振り返りを含めた講義を行いました。当日は、33名にご参加いただきました。参加者からは「ゲームを通じてSDGsを体験することで、多くの気づきを得ることができました」との声をいただきました。

また、令和2年2月17日(月)に2回目のワークショップを開催します。ご興味のある方はぜひご参加ください。



お問い合わせ先：文京区 経済課 産業振興係 TEL: 03 (5803) 1173

～事業主の皆様へ～

2019年4月1日から

働き方改革関連法が順次施行されています!

ポイント

1

時間外労働の上限規制が導入されました!

(施行:2019年4月1日～、中小企業は2020年4月1日～)

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事業がある場合でも**年720時間、単月100時間未滿**(休日労働含む)、**複数月平均80時間**(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

ポイント

2

年次有給休暇の確実な取得が必要です!

(施行:2019年4月1日～)

使用者は、10日以上**の年次有給休暇が付与される全ての労働者**に対し、**毎年5日、時季を指定して有給休暇**を与える必要があります。

ポイント

3

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます!

(施行:2020年4月1日～、中小企業は2021年4月1日～)

同一企業内において、**正規雇用労働者と非正規雇用労働者**(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止**されます。

相談窓口
のご案内

■上記①、②について

各労働基準監督署の「労働時間相談・支援コーナー」へ

■上記③について

「パートタイム」「有期雇用労働者」関係→東京労働局雇用環境・均等部へ

「派遣労働者」関係→東京労働局需給調整事業部へ

※改正法の詳細は東京労働局HPをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/_120743/150122.html

都立中央・城北職業能力開発センター

中小企業の魅力発信・人材関連支援メニューご紹介

中央・城北職業能力開発センターでは、求職者に対する中小企業等の魅力発信や「人材関連事業集」の作成等、中小企業の**人材確保・育成・定着**を支援するための様々な取組みを行っています。

中小企業等のPRムービー・ブックレット

中小企業と中小企業での活躍につながる職業訓練について、それぞれの魅力を紹介するために制作したものです。

■PRムービー(2種類、Youtube)

(動画)①中小企業編「あなたが輝く場所 中小企業」

②職業訓練編「中小企業で輝く 職業訓練で磨く」

※中央・城北職業能力開発センターのホームページにも掲載しています。

URL: <https://www.hataraku.metro.tokyo.jp/vsdc/chuo/annai.html>

①



【中小企業で輝く】

■ブックレット

(冊子)「中小企業で輝く 職業訓練で磨く」

(配布)文京区経済課の窓口で冊子を配布

(データ)中央・城北職業能力開発センターのホームページにPDF版を掲載。

URL: http://hataraku.metro.tokyo.jp/vsdc/chuo/post_106.html

②



【職業訓練で磨く】

人材関連事業集

国や都、東京商工会議所、各自治体等で実施している、中小企業の人材確保・育成・定着に関する支援事業を一覧としてとりまとめた事業集です。

(閲覧)文京区経済課の窓口で閲覧可能

(掲載)中央・城北職業能力開発センターのホームページにPDF版を掲載。

URL: http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/vsdc/chuo/post_97.html

【お問い合わせ先】都立中央・城北職業能力開発センター TEL: 03-5800-2611



文京区キャリアデザインプロジェクト

～冬季インターンシップのご案内～



29歳以下の就職希望者を対象に、冬季インターンシップを実施します。インターンシップ生の受入れにご協力いただける区内の企業様を募集いたします。

また、インターンシップの実施にあたり、企業様とインターンシップ希望者をマッチングする面談会を開催します。区内の企業様のご参加をお待ちしております！

日時 令和元年12月14日(土)、15日(日)
(各日) 第1部：午前10時30分～午後0時30分
第2部：午後1時30分～午後3時30分

会場 産業とくらしプラザ研修室
(文京シビックセンター地下2階)
対象 29歳以下のインターンシップ参加希望者及び文京区内企業
参加費 無料
定員 各日20社程度(第1部10社、第2部10社)

■申込・問合せ先
文京区キャリアデザインプロジェクト運営事務局
(委託先：株式会社学情 TEL：03-3545-7330)

文の京若年者向け就職面接会のご案内

39歳以下の就職希望者を対象に、複数の企業の出展による合同就職面接会を開催します。

就職活動をされている方、人材の採用を希望される企業様を募集いたします。

多くの方のご参加をお待ちしております！

日時 令和2年1月30日(木)
午後0時45分～午後4時(予定)
(受付：午後0時15分～午後3時)

会場 文京シビックセンター2階 小ホール
(文京区春日1-16-21)

対象 39歳以下の就職希望者・人材の採用を希望する文京区内企業

参加費 就職希望者、参加企業ともに無料

定員 参加企業：15社程度
※就職希望者については定員の設定はありません。

内容 ①参加企業より活動紹介・企業PR
②参加企業の個別ブースによる面接会

その他 就職希望者の方は、当日は複数の企業と面接ができます。
履歴書(写真貼付)を複数枚をご用意ください。

申込・問合せ先

・ハローワーク飯田橋 職業相談第一部門
TEL：03-3812-8609 41#
<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/iidabashi.html>

安心 **活気** **やる気**

働くみんなに 退職金効果!

中退共は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

安全 国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。

有利 掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単 社外積立だから管理もラクラク
転職先でも引き継げる「通算制度」があります。

●パートタイマーさんや家族従業員もご加入いただけます。
●他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

中退共
CHU-TAI-KYO

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

All Bunkyo 企業人交流会を開催します!!

文京区内企業のネットワークの強化や企業の相互発展を目的として、区内の大企業・中小企業・個人事業主の勉強会&交流会である「All Bunkyo 企業人交流会」を開催します。

今回は「SDGs(持続可能な開発目標)」をテーマに、SDGsに関する講話やSDGsに取り組んでいる企業様の活動紹介、グループごとの意見交換、交流等を行う予定です。

SDGsについて他の参加者と学び、交流できる機会ですので、ぜひご参加ください。

- | | | | |
|---------|---------------------------------------|--------|---|
| ■ 日 時 | 令和2年1月21日(火)
午後2時～午後4時30分 | ■ 内 容 | 第1部 講話・SDGsに関する活動紹介
第2部 グループミーティング
第3部 フリー交流(名刺交換会) |
| ■ 場 所 | 文京シビックセンター25階
スカイホール(文京区春日1-16-21) | ■ 申込方法 | 区ホームページから申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、FAXまたはメールでお申込みください。 |
| ■ 対 象 者 | 区内の企業にお勤めの方、個人事業主 | | |
| ■ 定 員 | 60名(先着順・1社あたり2名まで) | | |
| ■ 費 用 | 無料 | | |

お問い合わせ先 文京区 経済課 産業振興係

TEL:(5803)1173 FAX:(5803)1936 E-mail:b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp

新春特別講演会

「勝利の法則は現場で拾え～現状を打破する突破口のを見つけ方～」

元キリンビール株式会社代表取締役副社長の田村潤氏をお招きし、支店長時代に自らが行った組織改革により業績をV字回復させた経験をもとに、勝つための組織づくりについてご高話いただきます。

申込方法等詳細は、区報ぶんきょう12月10日号でお知らせします。

- 日 時▶令和2年2月21日(金) 14時～15時30分
会 場▶文京シビックホール 小ホール
(文京区春日1-16-21 文京シビックセンター2階)
参加費▶無料
定 員▶350名(申込順)
講 師▶田村 潤 氏(元キリンビール株式会社代表取締役副社長)



「来て見て体験」文京の伝統工芸イベントを開催します!

不忍通りふれあい館で「来て見て体験」文京の伝統工芸イベントを毎月2日間、開催します。イベントでは、2業種の伝統工芸者による作品展示や、制作過程の実演がご覧いただけるほか、制作体験ができます。ぜひ、ご来館ください。

- 会 場 不忍通りふれあい館1階(根津2-20-7)
東京メトロ千代田線「根津」駅より徒歩約3分
開催時間 午前10時～正午、午後1時～4時*

【令和元年11月～3月イベントスケジュール】

開催日	伝統工芸者(敬称略)・品目	制作体験内容・参加費
11/23(土)・24日(日)	平田 悠(木彫) 柴田 慶一(江戸手描提灯)	木工クラフト:1,000円～2,000円 ミニ提灯:2,200円
12/14(土)・15日(日)	金子 直子(貴金属アクセサリー) 橘 右之吉(江戸文字)	銀粘土のアクセサリー:1,500円 江戸文字名札:2,000円
1/18(土)・19日(日)	杉山 浩一(ペン画) 小泉 幸雄(江戸からかみ)	絵はがき、ポストカード:1,500円 江戸からかみ木版手摺り:1,000円
2/ 8(土)・ 9日(日)	若井 麻也子(水引) 松井 正雄(東京銀器)	水引の小物:1,000円 模様鑿の名札:1,000円
3/14(土)・15日(日)	木内 友秀(東京籐工芸) 鎌滝 隆(手描友禅)	籐かご:1,500円 友禅エコバック/ハンカチ:1,700円/1,500円

*制作体験の内容及び時間帯は決まり次第、区ホームページにてご案内します。

*開催日程は変更になることがあります。

文京区勤労福祉会館のご案内

勤労者の方々の文化教養・福祉の向上・
体育活動等に広くご利用いただけます。
どなたでもお気軽にご利用ください。

開館時間 午前9時～午後9時30分(窓口受付時間：午後8時まで)
休館日 年末年始(12/29～1/3)
館内整備日 毎月第3月曜日(ただし国民の祝日に当たるときは翌日)
利用できる方 どなたでも(営利を目的としないこと)

体育館以外の部屋の申込方法

体育館以外の部屋(区民会議室、各和室・洋室・創作室)
は、窓口で使用申請書に利用料金を添えてお申込みください。

○使用申請受付開始日

使用する日の3ヶ月前から受付を開始します。(区民会議室以外)

※区民会議室は使用する日の2か月前から。

ただし、区内の町会、自治会、商店会、振興組合、高齢者クラブ又はその連合会が会議等に使用するときは3か月前から受け付けます。

※受付開始日に複数団体から同時申請があった場合は抽選となります。

○受付時間

午前9時～午後8時(年末年始を除く)

体育館の申込方法

(1)応当日は抽選になります。

受付開始日(使用する日の3か月前の応答日)の午前9時30分までに申し込まれた方が抽選の対象になります。

(2)お申し込みは、電話または窓口で受け付けます。

【受付時間】

※応答日前日の午後6時から午後9時までの間

※館内整備日は、午後6時から午後8時までの間

※応答日の午前9時から午前9時30分までの間

(3)3か月前の申込受付時間を過ぎて、予約が入らなかった場合は先着順です。

利用料金の案内(令和元年度現在)

団体利用

利用料金

室名	面積	定員	利用料			
			午前	午後	夜間	
			午前9時～ 午後0時30分	午後1時～ 午後5時	午後5時30分～ 午後9時30分	
1階	区民会議室	92m ²	60人	3,200円	3,700円	3,700円
	1階洋室	34m ²	24人	1,000円	1,100円	1,100円
	第1創作室	52m ²	20人	1,600円	1,800円	1,800円
	第2創作室	43m ²	20人	1,300円	1,500円	1,500円
3階	第2洋室	61m ²	24人(30人)	1,800円	2,100円	2,100円
	第3洋室	61m ²	24人(30人)	1,700円	1,900円	1,900円
	第1和室	12畳	20人	800円	1,100円	1,100円
	第2和室	10畳	15人	800円	1,000円	1,000円
	第3和室	8畳	15人	800円	900円	900円

※第1創作室・第2創作室及び第2和室・第3和室は、それぞれ部屋をつなげて一室としても利用可。

※第2洋室、第3洋室の()内の定員は、テーブルを利用しない場合。

※区民会議室及び各和室は、駒込地域活動センターの事業を行う地域内に居住する方、区内の町会・自治会・商店会・振興組合、高齢者クラブまたはその連合会が会議等に使用するときは、利用料金が5割減額。

2階	体育館	487m ²	午前9時～ 午後0時	午後0時30分～ 午後4時30分	午後5時30分～ 午後9時30分
			7,100円	8,800円	9,500円

個人利用

①体育館

・利用日

木・金曜日
午後0時30分～午後4時30分
土・日・祝
午後5時～午後9時

・種目

バドミントン・卓球

・利用料金

1人1時間 240円

②囲碁・将棋コーナー

・利用日

火・木・土・日曜日

・時間

午後1時～午後9時

・場所

1階洋室

・利用料

1人1日 100円

※予約状況は以下のお問い合わせ先までお問い合わせください。

お問い合わせ先

文京区勤労福祉会館 文京区本駒込四丁目35番15号 ☎03-3823-6711
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/shisetsu/kumin/shukai/kinpuku.html>

交通機関

〈JR線〉駒込駅(東口)下車 徒歩9分/田端駅(北口)下車 徒歩10分

〈東京メトロ〉南北線：駒込駅(1番口)下車 徒歩11分

〈都バス〉〔上58〕早稲田→上野松坂屋前(『本駒込五丁目』下車 徒歩2分)

〔上58〕上野松坂屋前→早稲田(『本駒込四丁目』下車 バス停前)

〔東43〕東京駅丸の内北口←→荒川土手操車所前(『動坂下』下車 徒歩5分)

※当館には駐車場がありませんので、車での来館はご遠慮ください。

文京区今期の特徴点

令和元年7月～9月
 調査時期 元年9月中旬
 調査方法 面接聴取

製造業の業況はわずかに厳しさが和らいでいます。小売業の業況は悪化幅がかなり拡大し、サービス業の業況は厳しさがかなり強まっています。卸売業の業況はプラスに転じ、不動産業の業況はわずかに好調に転じています。

【製造業】

前期		-10.2	製造業の業況は厳しさがわずかに和らいでいます。DI値は、文京区では2.7ポイント増の-7.5、全都では1ポイント減の-6です。文京区の各項目をみると、売上額は4.8ポイント増の-3.1と若干回復の兆しが見えています。受注残は4.3ポイント増の-1.9と幾分持ち直しています。収益は0.3ポイント増の-7.1と横這いで前期並の減少が続いています。来期の業況は悪化幅が拡大することが予測されます。売上額は横這いで今期並の減少が続き、受注残はわずかに好転し、収益は減少幅が幾分拡大する見込みです。
今期		-7.5	
来期		-15.8	

【小売業】

前期		-8.9	小売業の業況は悪化幅がかなり拡大しています。DI値は、文京区では12.4ポイント減の-21.3、全都では1ポイント減の-19です。文京区の各項目をみると、売上額は3.2ポイント減の-4.7と減少幅がやや拡大しています。収益は6.8ポイント増の-4.5と回復の兆しが見えています。来期の業況は横這いで今期同様の厳しさが続く予測されます。売上額は減少幅がやや拡大し、収益はかなり低迷する見込みです。
今期		-21.3	
来期		-22.5	

【サービス業】

前期		8.0	サービス業の業況は厳しさがかなり強まっています。DI値は、文京区では11.7ポイント減の-3.7、全都では1ポイント減の-3です。文京区の各項目をみると、売上額は17.1ポイント減の-6.5と大幅に増加から減少に転じています。収益も16.7ポイント減の-5.6と大幅に増加から減少に転じています。来期の業況はプラスに転じると予測されます。売上額は大幅に好転し、収益も増加に転じる見込みです。
今期		-3.7	
来期		4.2	

【卸売業】

前期		-4.0
今期		4.8
来期		5.3

【不動産業】

前期		-2.2
今期		1.2
来期		3.8

スポット君 景気予報								有効回答事業所数
	好調 ←		普通			→ 不調		
製造業	20以上	19～10	9～0	-1～-10	-11～-20	-21～-30	-31以下	85
小売業	10以上	9～0	-1～-10	-11～-20	-21～-30	-31～-40	-41以下	35
サービス業	15以上	14～5	4～-5	-6～-15	-16～-25	-26～-35	-36以下	36
卸売業	20以上	19～10	9～0	-1～-10	-11～-20	-21～-30	-31以上	29
不動産業	10以上	9～0	-1～-10	-11～-20	-21～-30	-31～-40	-41以下	16

特別調査「消費税率引上げの影響と対応について」

本調査結果の特徴

- ①消費税率引上に伴う販売価格への反映・転嫁については、「全て反映(転嫁)できる」が38.1%で1位、「わからない」が31.4%で2位、「一部の反映(転嫁)にとどまる」が26.7%で3位となっている。
- ②消費税率引上に伴う売上への影響については、「わからない」が32.5%で1位、「どちらともいえない」が28.2%で2位、「影響はない・変わらない」が19.1%で3位となっている。
- ③消費税率引上後の収益確保策については、「これまでと変わらない」が40.7%で1位、「いっそうの経費削減につとめる」が31.6%で2位、「販売価格を全面的に上げる」が19.1%で3位となっている。
- ④軽減税率制度の導入に伴う対応については、「自社とは関係がない」が50.5%で1位、「対応すべきだが、できていない」が16.2%で2位、「そもそも、自社と関係があるかわからない」が14.8%で3位となっている。
- ⑤消費税増税に伴う賃金の引上げについては、賃金を上げた理由では「従業員の処遇改善」が18.5%で1位、「自社の業績改善を反映」が3.4%で2位、賃金を引上げていない理由では「当面のところは様子を見ている」が41.5%で1位、「景気見通しが不透明」が15.1%で2位となっている。

(特別調査データ)

【問1】今年(2019年)10月からの消費税率引上げ(8%→10%)について、貴社では、販売価格にどの程度反映(転嫁)できると考えていますか。単位：%

項目	全体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
1. 全て反映(転嫁)できる	38.1	29.8	51.7	42.4	47.2	41.7	25.0
2. 一部の反映(転嫁)にとどまる	26.7	32.1	17.2	27.3	16.7	25.0	37.5
3. まったく反映(転嫁)できない	3.8	4.8	-	6.1	5.6	-	-
4. わからない	31.4	33.3	31.0	24.2	30.6	33.3	37.5

【問2】今年(2019年)10月からの消費税率引上げ(8%→10%)は、当面の貴社の売上に対し、どのような影響を与えると見込まれますか。単位：%

項目	全体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
1. 今年10月末ごろまで減少する	1.0	1.2	-	-	2.8	-	-
2. 今年12月末ごろまで減少する	5.3	1.2	3.4	12.1	8.3	16.7	-
3. 来年3月末ごろまで減少する	7.2	8.4	10.3	9.1	2.8	-	6.3
4. 来年6月末ごろまで減少する	1.4	2.4	-	-	-	-	6.3
5. 来年7月以降も減少する	5.3	4.8	6.9	3.0	5.6	-	12.5
6. どちらともいえない	28.2	26.5	27.6	21.2	33.3	33.3	37.5
7. 影響はない・変わらない	19.1	14.5	24.1	12.1	33.3	16.7	18.8
8. むしろ増加する	-	-	-	-	-	-	-
9. わからない	32.5	41.0	27.6	42.4	13.9	33.3	18.8
0. その他	-	-	-	-	-	-	-

【問3】今年(2019年)10月からの消費税率引上げ(8%→10%)後の収益を確保するために、貴社ではどのような対策を考えていますか。単位：%

項目	全体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
1. 販売価格を全面的に引上げる	19.1	14.5	13.8	36.4	19.4	8.3	25.0
2. 販売価格を個別品目・区分ごとに見直す	12.9	16.9	10.3	15.2	5.6	8.3	12.5
3. 新事業・分野への進出を検討する	4.8	6.0	-	-	11.1	8.3	25.0
4. 仕入価格の上昇を抑える	16.7	15.7	27.6	15.2	11.1	8.3	25.0
5. 新しい仕入先を検討する	2.9	1.2	-	-	5.6	16.7	6.3
6. 駆け込み需要の平準化につとめる	3.3	2.4	3.4	-	2.8	16.7	6.3
7. いっそうの経費削減につとめる	31.6	31.3	27.6	42.4	41.7	16.7	6.3
8. 現状の業容を拡大する	9.6	6.0	13.8	6.1	19.4	16.7	-
9. これまでと変わらない	40.7	43.4	44.8	33.3	33.3	50.0	43.8
0. その他	0.5	-	-	3.0	-	-	-

【問4】貴社は、今回導入される予定の軽減税率制度について、レジの改修や帳簿、請求書、価格表示変更などの何らかの対応をとっていますか。単位：%

項目	全体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
1. 対応は完了した	6.7	6.0	-	9.1	16.7	-	-
2. 対応はほぼ完了した	11.0	7.1	20.7	15.2	11.1	16.7	-
3. 対応を始めたが、間に合わない	1.0	-	-	3.0	2.8	-	-
4. 対応すべきだが、できていない	16.2	15.5	10.3	30.3	19.4	-	6.3
5. 自社とは関係がない	50.5	52.4	55.2	36.4	44.4	58.3	68.8
6. そもそも、自社と関係があるかわからない	14.8	19.0	13.8	6.1	5.6	25.0	25.0

【問5】消費税増税など経済環境が大きく変化しているなかで、貴社では、今春、賃金を上げましたか。引上げた場合は、その理由について、最もあてはまるものを次の1～5の中から1つお答えください。引上げていない場合は、その理由について最もあてはまるものを次の6～0の中から1つお答えください。

項目	全体	製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設業	不動産業
【賃金を上げた理由】							
1. アベノミクスの流れを踏襲	-	-	-	-	-	-	-
2. 従業員の処遇改善	18.5	17.1	32.1	-	19.4	36.4	25.0
3. 自社の業績改善を反映	3.4	1.2	10.7	3.1	2.8	-	6.3
4. 人手不足を背景とした賃金上昇	2.0	-	7.1	-	2.8	-	6.3
5. その他	2.0	1.2	7.1	-	-	-	6.3
【賃金を上げていない理由】							
6. 自社の業績低迷	11.7	15.9	7.1	9.4	11.1	9.1	6.3
7. 景気見通しが不透明	15.1	17.1	10.7	21.9	13.9	9.1	6.3
8. 諸経費増で支払余力なし	4.9	6.1	3.6	6.3	5.6	-	-
9. 当面のところは様子を見ている	41.5	40.2	21.4	56.3	44.4	45.5	43.8
0. その他	1.0	1.2	-	3.1	-	-	-

2023年10月1日～消費税の仕入税額控除の方式として
適格請求書等保存方式が導入されます 平成30年4月 国税庁

2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、**税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件**となります。

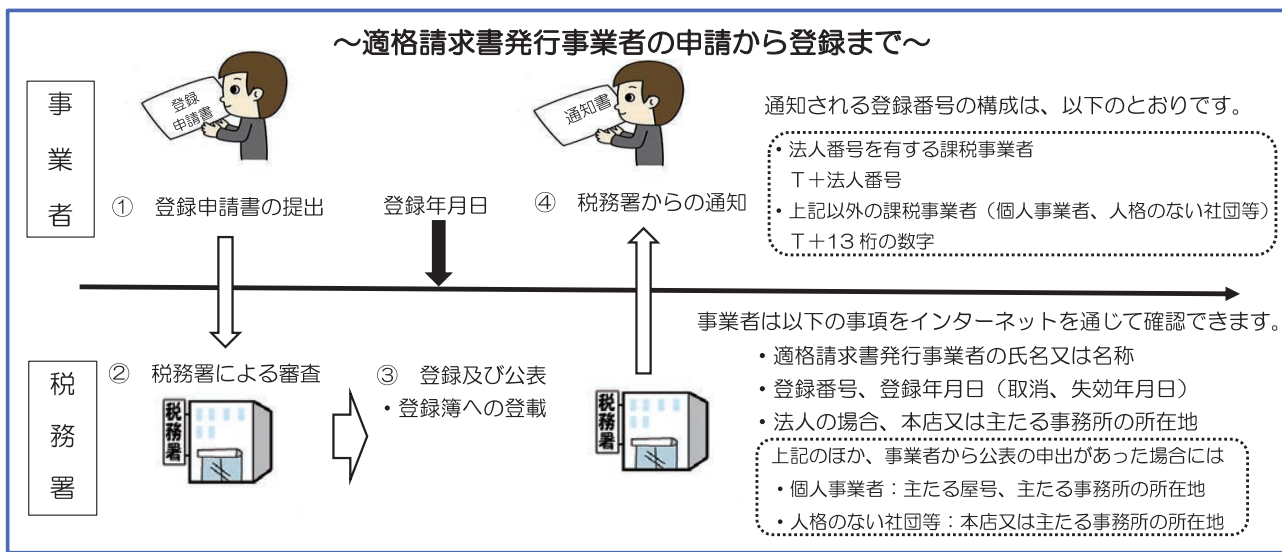
2019年10月1日から2023年9月30日までの間の仕入税額控除の方式は、区分記載請求書等保存方式となります。区分記載請求書等保存方式の内容については、パンフレット「よくわかる消費税軽減税率制度（平成29年7月）」をご参照ください。

1 適格請求書とは

適格請求書とは、「**売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段**」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

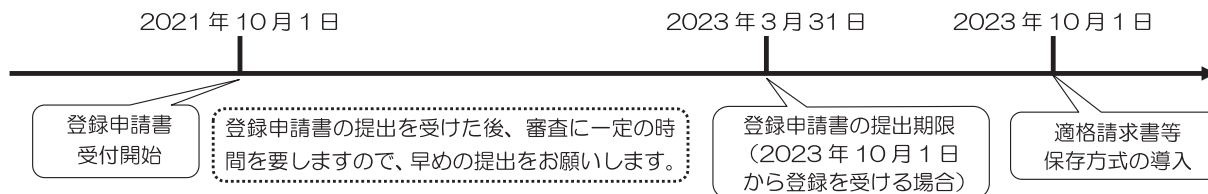
2 適格請求書発行事業者登録制度

- 適格請求書を交付できるのは、**適格請求書発行事業者に限られます**。
- 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます。）を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。



《登録申請のスケジュール》

登録申請書は、2021年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される**2023年10月1日から登録を受けるためには**、原則として、**2023年3月31日まで**（ただし、困難な事情がある場合には、2023年9月30日まで）に登録申請書を提出する必要があります。



●当リーフレットを含め、仕入税額控除の方式に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>）をご覧ください。なお、年表示については、西暦で表記しております。

お買い物は文京区で！！